

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次	ページ
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正 〈1・26掲示〉	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 〈 〉	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 〈 〉	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 〈 〉	2
○高知県議会議員補欠選挙における候補者がポスターを掲示することができる最初の日の定め 〈1・27掲示〉	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 〈 〉	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 〈 〉	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙の執行 〈1・28掲示〉	3
○高知県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙における事務を行う場所の定め 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所の定め 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙における投票用紙の色の定め 〈 〉	3
○高知県議会議員補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同に関する告示 〈 〉	3

◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 〈 〉	4
高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示	
○高知県議会議員補欠選挙における選挙長の告示方法 〈1・28掲示〉	4
○高知県議会議員補欠選挙における選挙長の事務所 〈 〉	4
○高知県議会議員補欠選挙における立候補の届出の受付要領の定め 〈 〉	4
○高知県議会議員補欠選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め 〈 〉	4
○高知県議会議員補欠選挙における候補者の届出 〈 〉	6

-----  
選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第9号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和4年1月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

土佐町	土佐町農村環境改善センター	土佐郡土佐町田井1450番地	〃
-----	---------------	----------------	---

を

〃	大豊町総合ふれあいセンター	長岡郡大豊町黒石345番7	令和4年1月26日
土佐町	土佐町農村環境改善センター	土佐郡土佐町田井1450番地	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、11,964人である。

令和4年1月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,361人である。

令和4年1月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年1月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,595人
室戸市・東洋町選挙区	4,468人
安芸市・芸西村選挙区	5,932人
南国市選挙区	13,126人
土佐市選挙区	7,562人
須崎市選挙区	5,939人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,560人
土佐清水市選挙区	3,837人
四万十市選挙区	9,456人
香南市選挙区	9,312人
香美市選挙区	7,414人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,034人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,213人
吾川郡選挙区	7,953人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,243人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,611人
黒潮町選挙区	3,137人

高知県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定

に基づき、令和4年2月6日執行予定の高知県議会議員補欠選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和4年1月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県議会議員補欠選挙の選挙の期日を告示する日

**高知県選挙管理委員会告示第14号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,964人である。

令和4年1月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第15号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,361人である。

令和4年1月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第16号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年1月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,595人
室戸市・東洋町選挙区	4,468人
安芸市・芸西村選挙区	5,932人
南国市選挙区	13,126人
土佐市選挙区	7,562人
須崎市選挙区	5,939人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,560人
土佐清水市選挙区	3,837人
四万十市選挙区	9,456人
香南市選挙区	9,312人
香美市選挙区	7,414人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,034人

長岡郡・土佐郡選挙区	3,213人
吾川郡選挙区	7,953人
中土佐町・榑原町・津野町・四万十町選挙区	9,243人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,611人
黒潮町選挙区	3,137人

**高知県選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、高知県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 選挙区  
香美市選挙区
- 2 選挙の期日  
令和4年2月6日
- 3 選挙すべき人数  
1人

**高知県選挙管理委員会告示第18号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 香美市選挙区選挙長  
高知市長浜5090番地 土居 秀喜
- 2 香美市選挙区選挙長職務代理者  
高知市入明町6番8号301号 平本 勝也

**高知県選挙管理委員会告示第19号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県選挙管理委員会の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

事務を行う場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室。ただし、令和4年1月28日午前8時30分から午前9時30分までの間は、同所高知県庁1階高知県庁正庁ホールとする。

**高知県選挙管理委員会告示第20号**

選挙公報の発行に関する条例(昭和41年高知県条例第47号)第4条第2項の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 日時  
令和4年1月28日 午後5時30分
- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

**高知県選挙管理委員会告示第21号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 日時  
令和4年2月8日 午前10時
- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁1階 高知県庁正庁ホール

**高知県選挙管理委員会告示第22号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙運動に関する支出金額の制限額  
5,746,100円

**高知県選挙管理委員会告示第23号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

投票用紙の色

薄い橙色の紙に黒色のインクで印刷したもの

**高知県選挙管理委員会告示第24号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

令和4年1月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第25号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

2 老人ホームの表中「南国市下野田45番1」を「南国市下野田45番地1」に、

「

株式会社小谷設計有料老人ホーム野いちごみつばち	南国市小籠941番20
-------------------------	-------------

」

を

「

株式会社小谷設計有料老人ホーム野いちごみつばち	南国市小籠941番20
社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホームたちばなの里（短期入所）	南国市下野田45番地1

」

に改める。

-----  
**高 知 県 議 会 議 員  
補 欠 選 挙  
香 美 市 選 挙 区  
選 挙 長 告 示**  
-----

**高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示第1号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長 土居 秀喜

**高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示第2号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、同年1月28日午前9時30分までは、同所高知県庁1階高知県庁正庁ホールに置く。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長 土居 秀喜

**高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示第3号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区の立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長 土居 秀喜

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

**高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示第4号**

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長 土居 秀喜

- 1 日時  
令和4年2月4日 午前10時

- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

## 高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙における高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

令和4年1月28日（揭示済）

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区選挙長 土居 秀喜

受付 番号	届出 の別	候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業
1	本人	広 田 晋一郎	高知県	高知県高知市春野町芳原	53歳	無所属	飲食業
			一のウェブサイト 等アドレス				
2	本人	甲 藤くにひろ	高知県	高知県香美市土佐山田町神通寺	72歳	無所属	農業
			一のウェブサイト 等アドレス				
3	本人	依 光 みよこ	高知県	高知県香美市土佐山田町中野	73歳	無所属	無職
			一のウェブサイト 等アドレス				